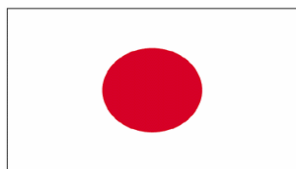


日ブルネイ経済連携協定について



平成20年7月31日発効予定



経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

-目次-

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 日ブルネイ経済連携協定について | P1 |
| 2. 譲許表の読み方について | P6 |
| 3. 原産地規則について | P9 |

日ブルネイ経済連携協定の意義と交渉経緯

ブルネイとの経済連携の意義

- ASEAN全体との経済連携強化のための一つのステップ
(ASEANの「オリジナル6」とは全て二国間EPAを署名・締結済み)
- エネルギー資源(天然ガス、石油)の安定供給に資する枠組み提供

ブルネイとのEPA交渉の経緯

- | | |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| 2005年12月 | 小泉・ボルキア首脳会談で交渉立ち上げのための準備協議の開始を決定
(於：東アジア首脳会議(マレーシア)) |
| 2006年 2月 | 交渉分野確定のための協議第1回会合(於：東京) |
| 4月 | 交渉分野確定のための協議第2回会合(於：ブルネイ) |
| 5月 | 麻生・モハメッド外相会談により正式交渉の開始を決定
(於：第5回アジア協力対話外相会合(カタール)) |
| 6月 | 第1回交渉会合(於：東京) |
| 8月 | 第2回交渉会合(於：ブルネイ) |
| 9-10月 | 中間会合(於：東京/ブルネイ) |
| 10-11月 | 第3回交渉会合(於：東京) |
| 11-12月 | 分野別専門家会合(於：ブルネイ) |
| 12月 | 大筋合意 |
| 2007年1-3月 | 分野別専門家会合(於：東京/ブルネイ) |
| 3月 | 第4回交渉会合(於：東京) |
| 6月 | 署名 |

日ブルネイ経済連携協定の概要（物品貿易分野）

● 鉱工業品

→ほぼ全ての鉱工業品につき10年以内に関税撤廃

□ (1) ブルネイ側による市場アクセス改善（例）

(イ) 自動車・自動車部品：

協定発効後3年間で段階的関税撤廃

(ロ) 電気・電子製品：

協定発効後5年間で段階的関税撤廃

(ハ) 産業機械：

協定発効後5年間で段階的関税撤廃

□ 日本側による市場アクセス改善（例）

(イ) 化学製品：

協定発効後7年間で段階的関税撤廃

(ロ) 軽質油：

協定発効後10年間で段階的関税撤廃

● 農林水産品

□ ブルネイ側による市場アクセス改善（例）

(イ) 緑茶：

協定発効後3年間で段階的関税撤廃

□ 日本側による市場アクセス改善（例）

(イ) アスパラガス、マンゴー、ドリアン、えび：

即時関税撤廃

(ロ) カレー調製品、パーティクルボード、繊維板：

協定発効後7年間で段階的関税撤廃

(ハ) プルーン果汁：

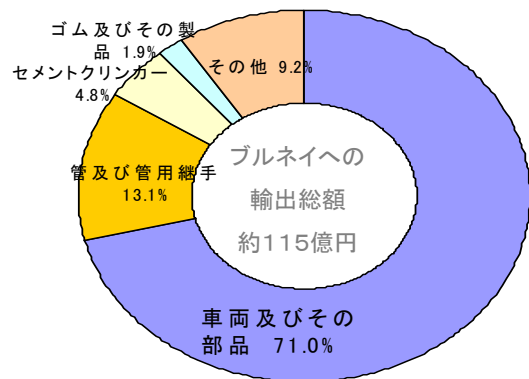
協定発効後10年間で段階的関税撤廃

(ニ) オレンジ、ぶどう果汁：

協定発効後15年間で段階的関税撤廃

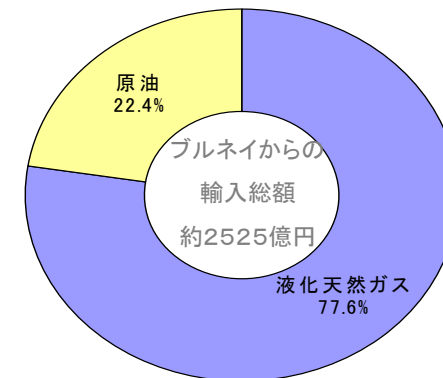
往復貿易額の約99.97%を10年以内に関税撤廃

(統計出典：2005年財務省貿易統計)



ブルネイからの輸入額の99.9998%が無税に
(2005年の無税割合約99.98%)

ブルネイへの輸出額の99.94%が無税に (2005年の無税割合約32%) (2005年ブルネイ貿易統計)



日ブルネイ経済連携協定の概要（エネルギー章の設置の意義）

- 我が国は、長年にわたりブルネイ最大の貿易相手国（輸出額全体の約4割が対日輸出、日本からの輸入は第4位）。
- ブルネイから輸出するLNGの約90%及び原油の約10～30%（年によって変動）が日本向け。
- 日本の原油輸入量の約0.7%、LNG輸入量の約10%（輸入相手国第5位）はブルネイ産。

我が国にとってアジア地域における重要なエネルギー供給国のひとつ

日ブルネイEPAでは、 独立したエネルギー章を設置

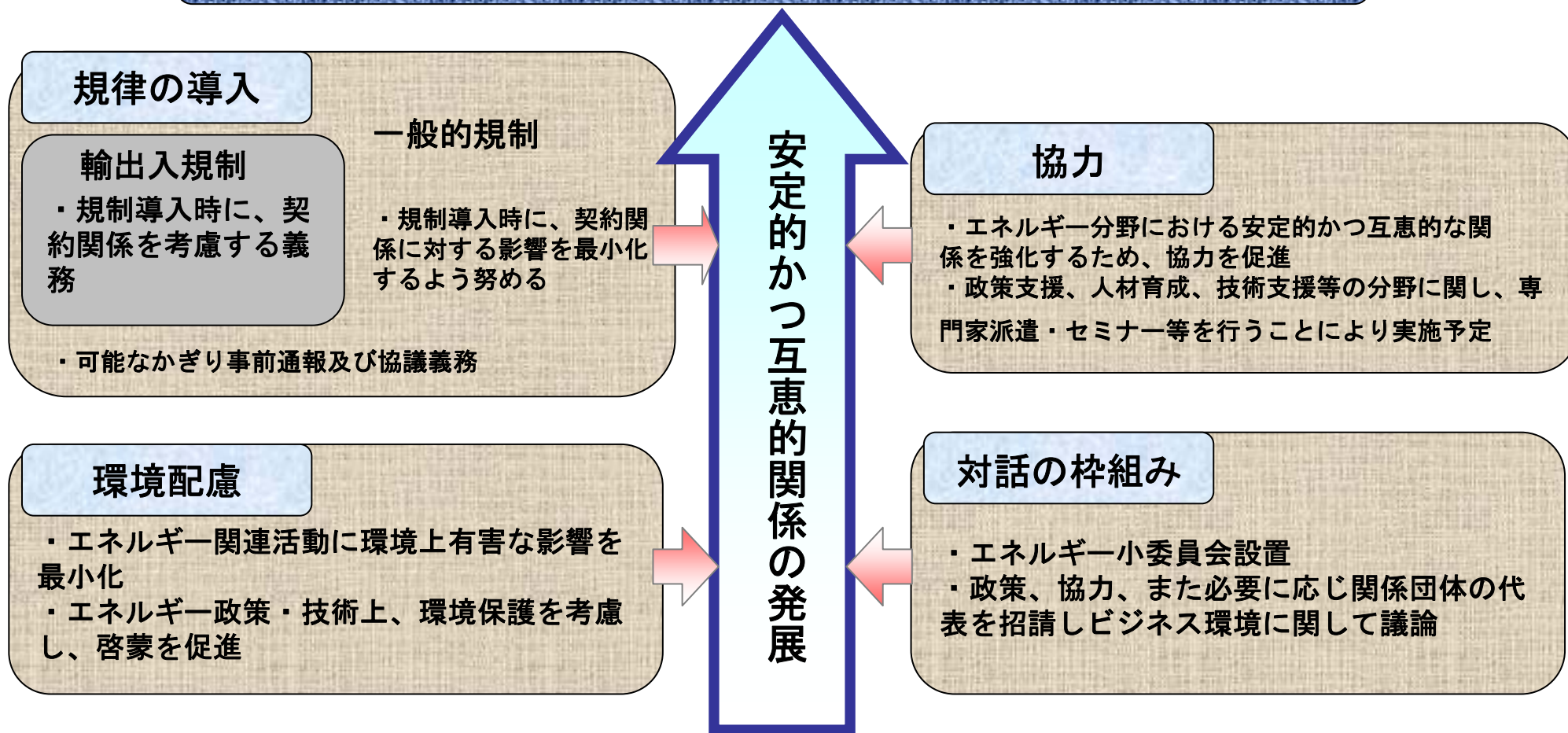
- 独立のエネルギー章を設けたことは、我が国のEPA交渉における初めての成果
- エネルギー分野において規制措置を取る際の既存の契約関係への十分な配慮及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズム等を盛り込み
- エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係を維持・強化

我が国の相手国別天然ガス輸入量(2006年)

順位	輸入相手国	価格(百万円)	構成比(%)
1	インドネシア	680,984	25.61
2	オーストラリア	471,941	17.75
3	マレーシア	470,086	17.68
4	カタール	342,711	12.89
5	ブルネイ	228,917	8.61
6	UAE	216,080	8.12
7	オマーン	126,218	4.75
8	アメリカ	42,275	1.59
9	エジプト	34,115	1.28
10	トリニダード・トバゴ	22,925	0.86
	合計	2,659,474	100.0

日ブルネイ経済連携協定の概要（エネルギー章の内容）

天然ガス等のエネルギー資源の安定供給の確保



日本・ブルネイ両国は、
互いに重要なエネルギー供給、需要国

日ブルネイ経済連携協定の概要 (物品貿易・エネルギー以外の分野)

投資

内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止を含め、投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備。

サービス貿易

市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等、サービス貿易促進のための規律と枠組みを整備し、WTOでの約束を超えたサービス貿易自由化を相互に約束。

ビジネス環境整備

知的財産の保護及び政府調達市場の自由化をビジネス環境整備の要素として位置づけ。協議の枠組みとして政府関係者及び必要に応じて関連民間部門の関係者が参加するビジネス環境整備小委員会を設置。

協力

二国間の経済連携の強化のため、以下の10分野について協力を実施。

①貿易投資促進、②中小企業、③農林水産業、④観光、⑤教育・人材養成、⑥情報通信技術、⑦科学技術、⑧環境、⑨知的財産、⑩陸上交通

ブルネイ側譲許表（付属書 1）

3. 基準税率

関税が毎年均等に引下げられる品目について、引下げが開始される基準となる税率を表示。

4. 区分

関税の引下げ・撤廃の区分（方式）を記号で表示。

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4
HS Code	Description of goods	Base Rate	Category
7014.00.90	- Other Clock or watch glasses and similar glasses, glasses for non-corrective or corrective spectacles, curved, bent, hollowed or the like, not optically worked; hollow glass spheres and their segments, for the manufacture of such glasses.		A
7015.10.00	- Glasses for corrective spectacles -Other:		A
7015.90.10	-- Clock or watch glasses	10%	B5
7015.90.90	-- Other		A

ブルネイ側譲許表 (区分)

Column 4	内容	備考
A	協定発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から「n+1回目」で撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 n = 3,5,7,10 初回 = 協定発効日 次回以降 = 4月1日
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

ブルネイ側関税譲許パターン等

～関税を毎年段階的に均等引下げを行う例～

(例) グランドピアノ (HS9201.20.00)
基準税率 10%
区分 B5

基準税率 : 10%
基準税率は2006年交渉時のMFN税率

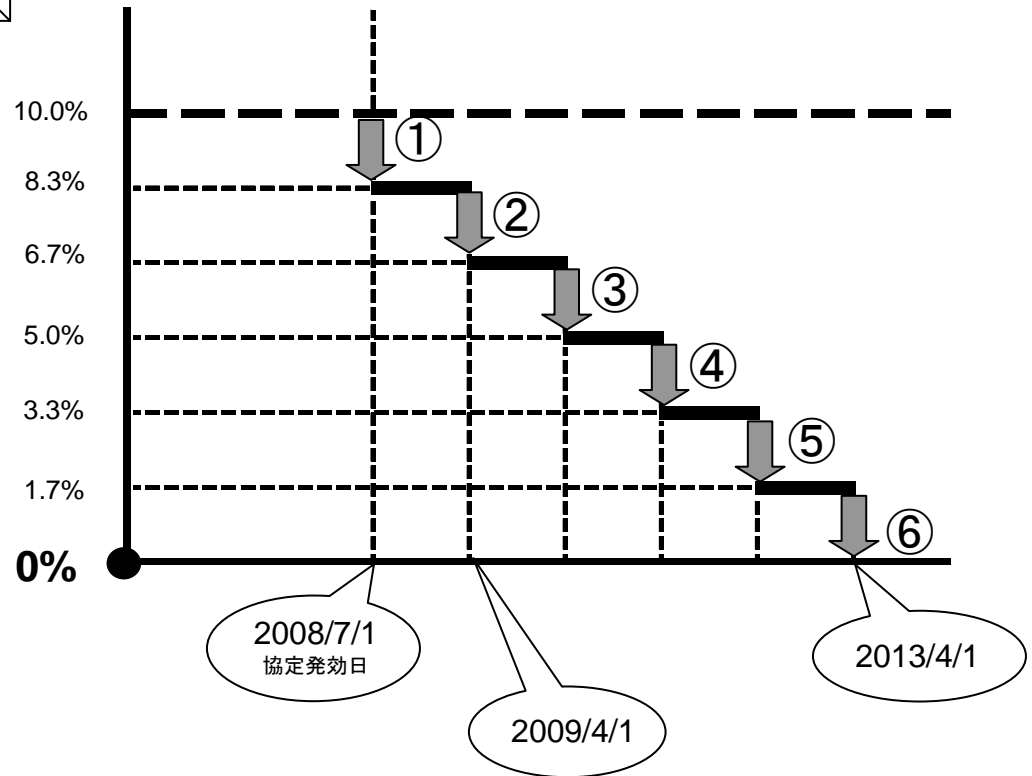
〔X年目の税率の求め方〕

1回の削減幅 = $10 \div (5 + 1) = 1.666\dots$

X年目の税率 = $10 - X \times 1.666\dots$

※従価税の場合、0.1%未満の端数を四捨五入

この場合、例えば、2年目の税率(2009/4/1～2010/3/31)は6.7%となります。



3. 原産地規則の考え方

原産地規則章の構成(日ブルネイEPA)

(前半) 原産地規則

- 第23条 定義
- 第24条 原産品(完全生産品、関税分類番号変更基準、付加価値基準等)
- 第25条 累積
- 第26条 僅少の非原産材料
- 第27条 原産資格を与えることとならない作業
- 第28条 積送基準
- 第29条 展示会
- 第30条 組み立てていなか又は分解してある産品
- 第31条 代替性のある産品及び材料
- 第32条 間接材料
- 第33条 附属品、予備部品及び工具
- 第34条 小売用の包装材料及び包装容器
- 第35条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

(後半) 原産地証明書及び関連手続

- 第36条 関税上の特惠待遇の要求
- 第37条 原産地証明書
- 第38条 事前教示
- 第39条 輸出に関する義務
- 第40条 原産地証明書に基づく確認の要請
- 第41条 原産品であるか否かについての確認のための訪問
- 第42条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定
- 第43条 秘密性
- 第44条 虚偽申告に対する罰則及び措置
- 第45条 運用上の手続規則
- 第46条 雑則
- 第47条 原産地規則に関する小委員会

別添(附表1) 品目別規則(PSR)

- ・HS条約で定めているタリフライン(6桁)毎に品目別規則を規定。

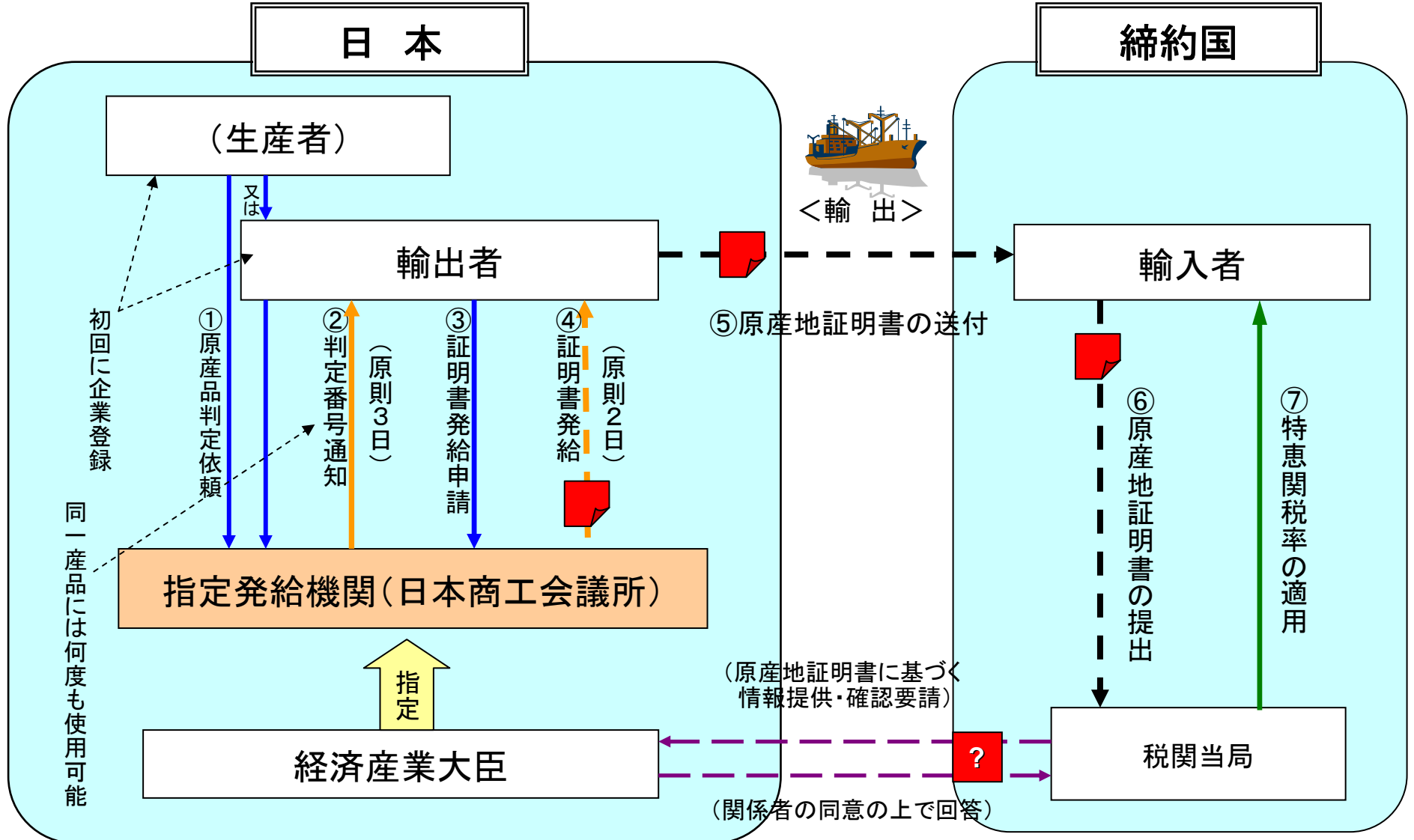
別添(附表2) 原産地証明書への記載事項

運用手続(OP:協定とは別途、原産地規則や証明手続の具体的な実施運用手順を定めた文書)

- ・原産地証明書の申請、発給についての詳細な手続き、原産資格判定の計算例、必要な書類の一覧、原産地証明書の様式等について記載。

原産地証明書の手続き

原産地証明書の利用までの流れ



第三国発給インボイスのケース

(第三国でインボイスが発行され、原産地証明書発給時に当該インボイスの番号がわからない場合の原産地証明書への記載方法)

※詳細は運用手続規則(Operational Procedures)別添(APPENDIX 1-B)の記載注意事項参照

→ 外務省ウェブサイト 日インドネシアEPA: <http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/agree0807.pdf> ※日ブルネイEPAは公開予定

・発給される原産地証明書上の記載が下図のようになることを認識の上、発給申請(ウェブ上)の段階で必要事項を入力
 → 発給される原産地証明書の該当欄に必要事項が自動的に記載される(下記様式は、日インドネシアEPAの様式)

原産地証明書の様式

1.Exporter's Name, Address and Country:		Number of page /			
2.Importer's or Consignee's Name, Address and Country:	Reference No. CERTIFICATE OF ORIGIN FORM JIEPA AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP <small>Issued in Japan</small>				
3.Means of transport and route (as far as known)					
4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number	5. Preference criterion	6.Quantity or weight	7. Invoice number and date		
第8欄: 第三国においてインボイスが新たに発行される旨(第三国でインボイスを発行する者の情報含む)を記載	10.Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: Stamp Place and Date: Signature:				
I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is Japan. Place and Date: Signature: Name (printed): Company:					

第7欄:
原産地証明書の発給を受ける輸出者から第三国向けのインボイスの番号を記載

原産地証明における義務と検認への対応について

○原産品でなかったこと等の通知義務(原産地証明法第6条)

証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと等、申請の内容と事実が異なることがわかった際には、遅滞なく書面により通知する義務が生じますので、まず申請先の発給機関にご相談下さい。

○書類の保存義務(原産地証明法第7条)

原産品であることが事実であることを証明するための。書類を、当該証明書の発給を受けた日以降、一定期間保存する義務がありますのでご注意ください。
(日インドネシアEPA:5年間、日ブルネイEPA:3年間)

○原産品であるか否かについての確認(Verification)への対応(原産地証明法第30条)

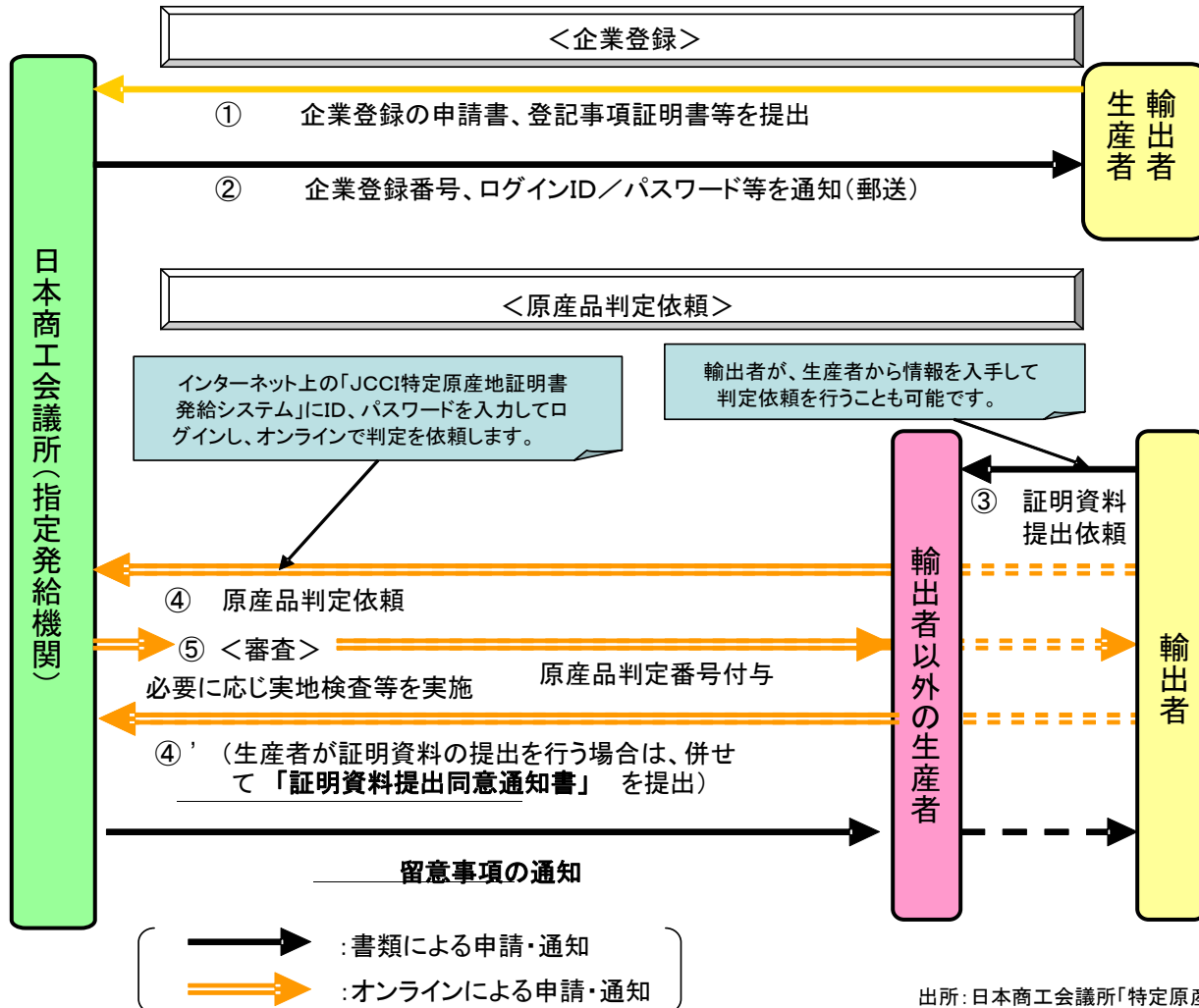
締約国税関は、輸入される貨物が原産品に当たるか否かについて情報提供を要請できるようになっています。また、日本政府当局が、締約国政府当局の立会の下に、生産者施設を訪問して情報収集することを要請できます。この要請への対応は任意ですが、回答しないと特惠関税適用が拒否される可能性があります。

原産地証明書の手続き

原産地証明書発給手続き(1)

<企業登録から原産品判定依頼まで>

<「JCCI特定原産地証明書発給システム」をご利用の場合>

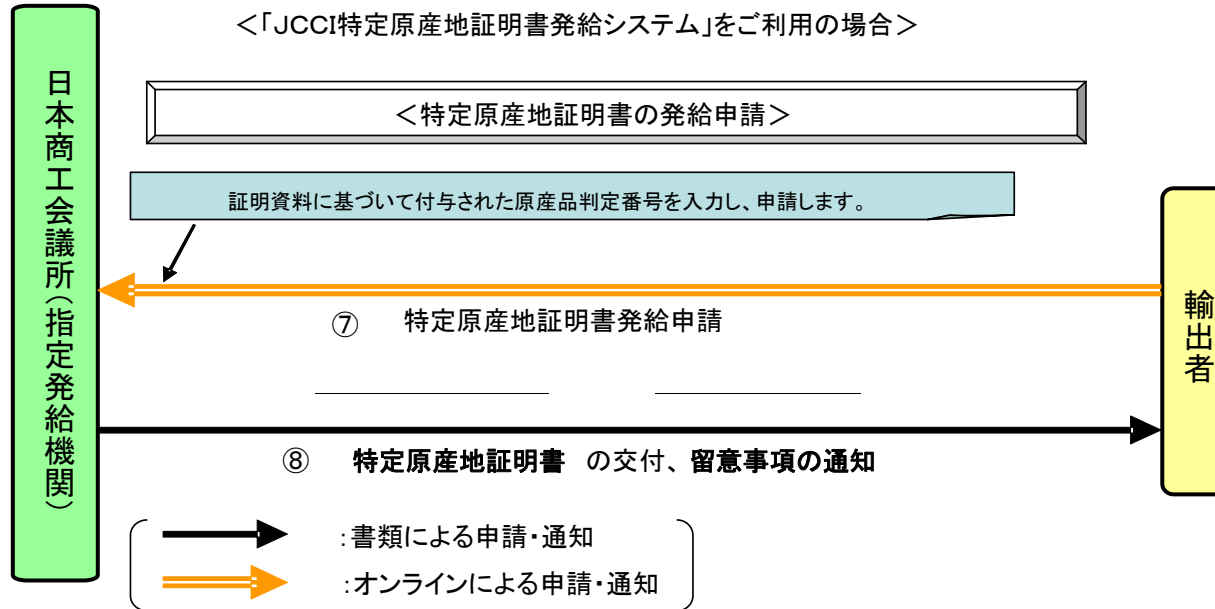


出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」

原産地証明書の手続き

原産地証明書発給手続き(2)

<発給申請>



出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」